

渋谷区まちづくり審議会

(第37回)

令和8年2月24日

— 速記録 —

渋谷区まちづくり審議会

渋谷区まちづくり審議会会議録（第37回－令和7年度第1回）

1. 令和8年2月24日 午前10時00分開会

2. 出席委員（7名）

小 泉 秀 樹	遠 藤 新	出 石 稔	三 浦 詩 乃
積 田 綾 子	長 田 新 子	須 藤 憲 郎	

3. 欠席委員（2名）

小 池 ひろよ	古 井 貴
---------	-------

4. 出席理事者（2名）

都市整備部長 加 藤 健 三	都市整備部 都市計画課長 中 村 彰 男
----------------	-------------------------

5. 参 考 人（0名）

6. 会 議 次 第

1. 開 会

2. 議 事

議題1 渋谷区まちづくりマスタープランの中間見直しに向けた点検・評価について
(報告)

議題2 その他

3. 閉 会

【配布資料】

資料A 渋谷区まちづくりマスタープランの中間見直しに向けた点検・評価について

【加藤都市整備部長】

皆さん、こんにちは。都市整備部長の加藤でございます。

予定の時間となりました。

本日は、まちづくり審議会の新たな任期に入りまして、初めての会議でございます。委員の皆様におかれましては、渋谷区まちづくり条例施行規則第3条に基づき、新たに4人の方を含め委嘱させていただくとともに、渋谷区まちづくり条例施行規則第4条第1項に基づき、引き続き小泉委員に会長をお願いしております。

本来でございますと、開会の前に渋谷区まちづくり審議会委員の委嘱公布式を開催するところではございますが、開催日の都合により昨年中に委嘱状を郵送させていただきました。ご了承ください。

また、昨年11月には渋谷区認定まちづくり協議会の交流会を開催させていただきました。
各まちづくり協議会及び委員の皆様との相互情報共有を含め、有意義な会になったと思います。
引き続き、渋谷区のまちづくりの審議等につきまして、委員の皆様のお力をお貸しいただきた
くと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、小泉会長、どうぞよろしくお願いいたします。

【小泉会長】

それでは、これから渋谷区まちづくり審議会を開会したいと思います。よろしくお願いいたします
します。

本日は、古井委員と小池委員から欠席の連絡をいただいておりますが、まちづくり条例の施
行規則第5条第2項の会議要件を満たしていることから、開催が可能となっています。委員の
半数以上の出席ということです。

最初に、ご報告があります。

前回第36回開催から、委員に変更がございます。新たに4人の方にご承認いただくことに
なりました。名前をお呼びいたします。三浦詩乃様。

【三浦委員】

よろしくお願いいたします。自己紹介ですか。

【小泉会長】

自己紹介は、また後で。

【三浦委員】

はい、よろしくお願いいたします。

【小泉会長】

積田綾子殿。

【積田委員】

よろしくお願いいたします。

【小泉会長】

長田新子殿。

【長田委員】

よろしくお願いいたします。

【小泉会長】

あとは、今日欠席の小池ひろよさんが加わったということです。ある種、ジェンダーフラン
スも加味した新しい選考になったということでございます。

新しい委員の皆様もおりますので、私から自己紹介をさせていただいて、遠藤委員から回っ
ていただいて、こういうふうに戻ってきますかね、という形で自己紹介をお願いできればと思

います。私は、東大でまちづくりを教えています小泉です。よろしくお願いします。渋谷では、渋谷未来デザインという組織の代表理事もしております。よろしくお願いいたします。

【遠藤委員】

おはようございます。私、工学院大学建築学部まちづくり学科で教えています遠藤と申します。よろしくお願いします。

渋谷区では、都市計画の審議会とか、また景観のほうのいろんな審査会やアドバイザーや、どちらかというところハード寄りのことにずっとお手伝いさせていただいております。どうぞよろしくお願いします。

【出石委員】

名簿で3番目になります、出石 稔と言います。神奈川の関東学院大学法学部です。専門は行政法とか地方自治法などになります。

東京都では、こちらとそれから八王子市とそれから中野区の間をやっております。神奈川でいっぱいやっているんですけども、そんなところでよろしくお願いいたします。

【須藤委員】

おはようございます。須藤と申します。区民委員で恵比寿南に住んでおります。私は渋谷区の行政経験があって、土木、都市整備部、経営企画等、40数年まちづくりに携わってまいりました。これからもしっかりやっていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【長田委員】

渋谷未来デザインの長田と申します。私は2018年からみらいデザインの立ち上げ当初から産官学民の様々なプロジェクトですとか、あとは、主にやっぱり最近ですとスポーツとかウエルネスとか、あと教育とかそういう分野でも、渋谷と一体化して一緒に何かをするということを行っております。

もともと、私はずっと民間の出身でして、外資系の企業にずっといて、18年からこのような地域の仕事をさせていただくことになりました。いろいろ頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【積田委員】

よろしくお願いいたします、積田と申します。

私は小児科医、リハビリ科医をしていて、順天堂の小児科の助教をしております。あと渋谷のほうでは、初台リハビリテーション病院に勤務していたこと、あとまちづくりのほうに関わらせていただいております。障がい福祉にずっと従事しております、自閉症の方々というのが日本とアメリカで50年以上のギャップがあるということと、移動の自由に関してかなりギャップを感じております。そちらに書いてある取組をいろいろしておりますので、ぜひ皆様の

知見を伺いながら参加させていただければと思います。よろしくお願いいたします。

【三浦委員】

三浦と申します。中央大学のほうの土木系の都市環境学科というところに所属しております。私自身は街路空間のデザインとかマネジメントの研究をしていて、そのご縁もあって、ずっと昔からまちづくりで頑張っていらっしゃる神宮前のほうにちょっとまちづくりとして関わらせていただいております。これからもよろしくお願いいたします。

【小泉会長】

ありがとうございました。じゃ、このメンバーでまた新しい形でよろしくお願いいたします。

それで、今日の議事録の署名委員をお願いしたいんですが、三浦委員と積田委員にお願いしたのでよろしいでしょうか。議事録の署名ですね。出来上がった議事録について中身を確認いただいて署名する係でございます。順繰り各委員が交代で担うというものでございます。よろしくお願いいたします。よろしいでしょうか。

それから、今日の議事の公開・非公開についてですが、原則公開ということですので、公開審議としたいと思いますがよろしいでしょうか。

はい。それでは、傍聴の申請について事務局のほうから状況をご説明いただけますか。

【中村都市計画課長】

本日、傍聴の希望者、お一人いらっしゃってございます。ご入場のほうをご審議いただければと思います。

【小泉会長】

まだ、いらしてないんですかね。もういらしているんですか。はい。では、1名の方について入場していただこうと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【小泉会長】

はい。それでは異議なしということですので、傍聴人を入場させてください。よろしくお願いいたします。

〔傍聴人入室〕

【中村都市計画課長】

傍聴人の方につきましては、お配りしております「傍聴希望者の皆様へ」に記載してございます事項をお守りいただくよう、よろしくお願いいたします。特に撮影、録音等は渋谷区庁舎管理規則第6条第1項第16号により禁止されておりますので、撮影等はこれらに違反していると認められるときには、ご退場いただく場合がございますので、撮影及び録音機能がある携帯電話及びスマートフォンの電源をお切りください。よろしくお願いいたします。

【小泉会長】

それでは、議事に入ります前に、事務局より本日の資料の確認をお願いいたします。

【中村都市計画課長】

それでは、皆様のお手元のタブレット端末より、資料の確認をさせていただきます。こちら事前にもう送付させていただいておりました資料A、渋谷区まちづくりマスタープランの中間見直しに向けた点検・評価について、それから本日の会議次第、それから渋谷区まちづくり審議会名簿、令和7年11月1日現在になってございます。資料のほうはそろっておりますでしょうか。ありがとうございます。

それでは、小泉会長、お願いいたします。

【小泉会長】

それでは、早速議事に入りたいと思います。議題1、渋谷区まちづくりマスタープランの中間見直しに向けた点検・評価については、報告事項でございます。

理事より説明をお願いいたします。

【中村都市計画課長】

まず初めに、本日の開催に当たりましては、渋谷区まちづくり条例第7条第3項に規定されてございますまちづくり審議会は、「まちづくりに関する事項について区長に意見を述べることができる」という条文に基づきまして、私どもからご報告に対してご意見等をいただければと考えているところでございます。

それでは、改めまして、ただいまより渋谷区まちづくりマスタープランの中間見直しに向けた点検・評価についてご説明させていただきます。お時間の都合上、お手元の説明資料の中から抜粋してご説明申し上げます。着座にて失礼いたします。

それでは、右下3ページをご覧ください。

まず、1-1、渋谷区まちづくりマスタープランとはについてでございます。

1の位置づけと役割の部分でございますが、まちづくりマスタープランの位置づけといたしましては、「都市計画法第18条の2に基づく都市計画マスタープランと」と「区独自のまちづくりの事項」、こちらを併せて定めているものとなりまして、渋谷区におけるまちづくりの基本方針と位置づけられているところでございます。

次に、役割といたしまして、まちづくりの目標や将来像を実現するために、区、区民及び企業等の協働による取組のもと、区の各種計画にまちづくりマスタープランの内容を反映させ実施していくということと、法定の都市計画を決定・変更するときは、まちづくりマスタープランに即して行うことという役割がございます。

引き続きまして、同じく3ページの右側の上段部分の3、計画期間等につきましては、2020年度からおおむね20年後の2040年までの計画であるということ、それから中間年次の2029年に中間見直しを予定しているということ、それから中間見直しに向けておおむね

5年ごとに点検・評価を行うということとなっております。

引き続きまして、右下6ページのほうをご覧ください。

点検・評価のフローにつきましては、右側のほうにお示ししておりますとおり、大きく3つの点検を踏まえて評価につなげてまいります。

1点目は基礎調査といたしまして、アの基礎データの収集・整理とイ、上位・関連計画等との整理を行っております。2点目はまちづくりの実現化方策の点検といたしまして、ア、庁内ヒアリングの実施とイ、庁内ヒアリングのとりまとめを行っております。3点目といたしましては、区民等意向把握といたしまして、ア、アンケート調査の実施とイ、意向調査のまとめ、こちらを行っております。これらの点検を行っていく際には、この6ページの左側に示しております渋谷区まちづくりマスタープランの構成の中から、今回は将来像や方針に沿ったまちづくりの状況を把握するために、主に第2章と第7章について点検・評価をしております。

そして、右側の下段の紫のところでございますが、渋谷区まちづくりマスタープランの中間見直しに向けた評価については、これらの点検を踏まえてマスタープランの修正の必要性を検証しております。

少し飛びまして、右下11ページをご覧ください。

点検の1点目とご説明いたしました基礎調査のア、基礎データの収集・整理についてでございます。

1、渋谷区のまちづくりを取り巻く状況におきましては、訪都外国人旅行者の訪問先として、渋谷区が62.6%となっております、2018年の4位から1位に順位がアップしております。

また、人口のピークにつきましては、2018年の予測では2030年でしたが、2023年予測では2040年というふうになってございました。

総括いたしますと、グローバル化の推進、人口動態の変化、気候変動、災害リスクへの備えの重要性の増大、技術革新の進展といったマスタープラン策定時に想定された社会潮流というものはおおむね継続あるいは強化しているというふうに言えるのかなというふうに考えております。

2つ目の渋谷区のあゆみと特色につきましては、多様な主体によるまちづくりの取組として、2015年と2018年を比較いたしまして、2つのまちづくり協議会の新規認定、4つの地区の地区計画の追加、水道道路沿道エリアまちづくりビジョンというものの策定、それから豊恵地区におけるわがまちルール登録、こういったものが行われてまいりました。

3番目、渋谷区のまちづくりのテーマにおきましては、土地利用の増減に関しましては、集合住宅が増加する傾向と独立住宅が減少する傾向というものは同様でございましたが、住商事混在施設につきましては、増加から減少というものに転じておりました。

人口動態に関しましては、20歳から29歳の人口割合、こちらが増加に転じておりました。

区内の主要幹線道路等の整備状況に関しましては、都市計画道路の必要性や現行の管理との整合性を図るとの理由などにより、4路線の都市計画道路が廃止されております。また、補助18号につきましては、一部が完了となっております。

続きまして、不燃化率の変化に関しましては、例えば本町五丁目におきましては「40%以上60%未満」から「60%以上80%未満」になるなど、一部地域では不燃化率が向上しておりました。

続きまして、右下、12ページをご覧ください。

基礎調査のイの上位・関連計画等との整理につきましては、国の法改正や計画、未来予測等の更新というものがなされておりました。この中では、次の13ページにございます未来予測等といたしまして、1つ目が地球環境問題が深刻化するという予測ですとか、2つ目の技術革新の進展に関して、2050年までの目標が示されていることとか、3つ目といたしまして、都市再生ビジョンとして取り組むべき5つの施策というものが示されていると、こういった状況がございました。

また、次の14ページや15ページに関しますが、こちら都の計画等が新たに示されている状況でございます。

続きまして、16ページ、17ページ、こちらは区の上位計画、分野別計画が新設・更新されている状況でございます。

黄色に着色されているものは、渋谷区まちづくりマスタープラン策定時の令和元年以降に策定・改定されたものというものを示されておまして、多くの計画等が更新されている状況というふうになってございます。

続きまして、右下の18ページをご覧ください。

ここまでご説明してまいりました上位・関連計画等の整理を踏まえますと、2020年以降はここまでのまちづくりに係る社会潮流といたしましては、脱炭素・レジリエンス・デジタル化などを軸に、都市空間と暮らしの質向上を図る方向へと進展しているというふうに捉えておまして、（１）2050年カーボンニュートラルの実現・グリーントランスフォーメーションの推進、（２）巨大災害・気候危機を踏まえたレジリエンス強化、（３）デジタルトランスフォーメーションの推進、（４）人間中心のまちづくりを実現、ウォークブルな空間の創出、（５）官民連携による都市再生と「公共的価値」の創出の5点が挙げられるかなというふうに考えております。

続きまして、右下、21ページのほうをご覧ください。

点検の2点目でございます、まちづくりの実現化方策の点検のア、庁内ヒアリングの実施につきましては、ヒアリング実施概要の庁内ヒアリングの目的といたしまして、庁内ヒアリング

の結果を踏まえ、まちづくりの取組等の現状把握及び残された課題を取りまとめることを目的とするとした上で、第２章の関連計画の改定状況等について、それから同じく第２章の渋谷区の歩みと社会の動きについて、それから第７章のまちづくりの担い手を支援・育成する取組について、その他、分野横断の取組について、庁内各部署への事前アンケート及び内容の聞き取りの打合せというものを実施してまいりました。

２２ページのイ、庁内ヒアリングのとりまとめの中では、関連計画の策定などが各所管でなされているところが分かっております。

それから、２３ページに示しておりますような渋谷区の歩みと社会の動きに関する考え方の変化ですとか、取組状況というものが分かってまいりました。

それから、２４ページでは、第７章のまちづくりの担い手を支援・育成する取組について、まちづくりマスタープラン策定時に想定しておりました取組のうち実現に至ったものや、新たな取組として認識できたものなどを色分けしてお示ししております。

２５ページは、分野横断の取組について様々な所管の連携が見られて、渋谷区が目指す将来像としております、まちづくりの４つのアプローチに基づく取組と、分野別まちづくりの方針の関係図に連携範囲というものを落とし込みますと、２６ページの図のようになっておりまして、分野横断的に取組がなされてきたのかなというところが分かると思えます。

続きまして、右下、２９ページをご覧ください。

点検の３点目でございます区民等意向把握のアのアンケート調査の実施につきましては、右側に示しております回答状況につきまして、２０１７年度の８４４件、回答率が２７．３％に対しまして、今回は７１４件で回答率２３．９％と若干減少はしておりますが、右下にお示ししておりますとおり、必要となる標本数３８５件に対して７１４件でございましたので、統計的妥当性を有するものというふうに考えてございます。

今の渋谷区の人口比率に対しまして、今回の回答比率というのは２０代、３０代が若干少なく、６０代が多くなっているというような状況でございました。

次の３０ページをご覧ください。

イ、意向調査のまとめになります。

まちづくりマスタープランの第２章３の渋谷区まちづくりのテーマを点検する形でまとめてございます。

意向調査の全体のまとめといたしましては、渋谷区まちづくりマスタープランの認知や内容の理解が進んでいないというふうな結果と今なっております、周知などに課題があるかなというふうに考えているところです。

それから、渋谷区が「今後さらに取り組むべきだと思うこと」については、「暑さ対策や豪雨災害など、気候変動への備えを強化する取組」の要望が強いという結果になっております。

全体といたしましては、前回調査の２０１７年と今回２０２５年を比較して、回答傾向に大きな差異は見られないというふうな結果になってございます。

以降の４点につきましては、まちづくりマスタープランの第２章３に示されております渋谷区まちづくりのテーマ、こちらに沿って意向調査をまとめたものになりますので、全文をお読みいたします。

１、あらゆる人が自分らしく生きられる住環境。

「生活利便施設など日常を支えるサービス機能の充実」や「区施設・鉄道等のバリアフリー化」への支持が高く、歩道の安全性や子どもが自由に遊べる場所の拡充など、年齢や属性を超えた“住環境の維持・向上”が求められている。「多世代がつながり、相互に相談や支援ができる共助の仕組みづくり」や、「高齢者・障害者・児童等の活動を支える地域拠点の整備」「在宅介護を支援する地域拠点施設の整備・充実」も、いずれの年も比較的高い選択割合でございまして、福祉・子育て施策と連動したまちづくりへの期待が示されていると。一方、「保育環境の整備・充実」は２０１７年より２０２５年で低下しており、保育施設の拡充については、一定の評価が見られる。

２つ目、快適に移動でき、にぎわいある都市空間。

「安全な自転車通行空間・レーン整備」や「主要駅・施設への公共交通ネットワークの強化」への支持が高く、快適な移動基盤の整備と、日常的なにぎわい創出の両立が求められている。子育て環境との関係では、「子連れでも安心してスムーズに移動できる歩道や移動手段の確保」が２０１７年より２０２５年で上昇しており、子育て世代の移動のしやすさへの要望が強まっている。

３つ目です。人のつながりが育む都市の持続可能性。

「商店街と地域、民間企業が連携したにぎわいの魅力の向上」への支持が高く、多世代のつながりを活かす“共助”の仕組みづくりや情報の連携強化が求められている。「今後さらに取り組むべきこと」では、「暑さ対策や豪雨・災害など、気候変動への備えを強化する取組」が多くなっており、都市の持続可能性に直結する気候変動対策への要望が強いと言っております。

４つ目の多様な人々を受け入れ発展する文化とビジネス。

「文化・エンタテインメント情報や空間の連携」「地域固有の文化の振興」への関心が上昇。観光の量的拡大よりも、地域と共生する質的な発展が評価される。同じく産業・観光分野では、「創業に意欲的な人材や地域企業の新たな事業展開への支援」や「ファッション・デザイン・情報通信業など渋谷の特徴的な産業に携わる人材の育成」「地域の人々がふれあい・交流できるイベントや場の提供」が選択割合を伸ばしていった結果となりましたということになります。

次に、右下３２ページから３４ページに関しましては、ここまで説明してまいりました点検結果をまとめて、渋谷区まちづくりマスタープランの中間見直しに向けた評価について取りま

とめたものになります。

以下、朗読をさせていただきます。

まず、32ページです、3-1、第2章渋谷区のあゆみと社会の動き。

1、渋谷区のまちづくりを取り巻く状況。

基礎調査から、グローバル化の進展、人口動態の変化、気候変動・災害リスクへの備えの重要性の増大、技術革新の進展といったマスタープラン策定時に想定された社会潮流はおおむね継続・強化している。

策定時の想定と異なる方向への急激な転換ではなく、上位関連計画や未来予測等により、各潮流の「強まり」がより明確化したものと整理できる。

前提とする「渋谷区まちづくりを取り巻く状況」について、大きな想定違いはない。

2つ目、渋谷区のあゆみと特色。

多様な主体によるまちづくりの取組に進展が見られる。

記載事項に大きな違いはない。

3つ目、渋谷区のまちづくりのテーマ。

基礎とした主要データの更新結果からは、テーマ設定を覆すような変化は見られない。

区民等意向把握からは、生活利便施設やバリアフリー化、安全な自転車・歩行環境と公共交通、共助や気候変動対策、文化・エンタメと創業支援を通じて多様な人が安心して暮らし、働き、楽しめる持続可能な都市空間への期待が示されており、大きな変化は見られない。

テーマの根拠となる状況認識はおおむね妥当であり、策定当初から大きな想定違いがないため、第3章で示す「将来像」そのものを大きく動かす必要はない。

4つ目、上位・関連計画等。

2020年以降に改定・策定された国・都の関連計画等の整理から、GX・レジリエンス・DX・ウォークブルの潮流がより明確になっており、内容の深度化が求められる。

区の分野別計画の改定が進展しているため、中間見直しに向けて整合を図る必要がある。

続きまして、33ページでございます。

第7章のまちづくりの実現に向けてでございます。

1、協働型のまちづくりに向けて。

まちづくり協議会の新規認定、エリアマネジメント団体による広場・公共空間の活用、産官学連携によるS-SAP協定の拡大など、多様な主体によるまちづくりが進展した。現行計画策定時に想定された協働型まちづくりの枠組みが機能している。

一般社団法人渋谷未来デザインやササハタハツまちラボなど、地域やコミュニティをつなぐ中間支援組織が機能し、区と民間の橋渡し役を担っている。

一般社団法人渋谷国際都市共創機構による国際的なイノベーション・エコシステムの構築、

Shibuya QWSやSakura Deeptech Shibuyaとの協働など、新しい文化・ビジネスを生み育てる取組が進展した。

4、まちづくりの担い手を支援・育成する取組。

まちづくりの担い手を支援・育成する取組は、第7章3「将来像の実現に向けた取組の視点」の1、そこにしかない魅力や価値の源泉となる『地域の個性』の先鋭化、2、人々の交流・連携・挑戦の舞台となる『パブリックスペース』の充実、3、新しい文化やビジネスを生み育てる『挑戦者のためのエコシステム』の構築、4、創造的・持続的なまちづくりを支える『共創のプラットフォーム』の充実、それぞれの観点から進められております。

体制・外部連携、情報・知識・人材育成に関しましては、新たな取組が見られました。

体制・外部連携、場所は、策定時に想定した取組の進展が見られました。

場所、資金、ルールは、課題が挙げられました。

全体として、まちづくりの担い手となる「民」を支援・育成する取組や仕組みの充実に向けた検討が進められております。

ここで、課題の部分だけ多少お読みいたしますと、この下にあります場所、資金、ルールづくりの課題につきましては、3番目、場所ですね。マスタープラン策定時に想定された取組のうち、空家等のリフォーム・リノベーションの促進が進展した。利活用マッチングが課題として挙げられた。

4、資金のところですね。公共施設を活用した支援制度の具体化、地域組織や地域活動などに対する資金的支援の効果検証、広告媒体を活用した収益事業の展開が課題として挙げられた。

5、ルールのところですよ。公開空地の新しい使い方について検討が課題として挙げられております。

34ページになります。

その他のところで、第4章から第6章のところを一部見てございます。

第4章、目指すべき都市構造。

1、将来の都市構造。

「渋谷」は「中核的な拠点」、「恵比寿・原宿・神宮前・表参道・笹塚・幡ヶ谷・初台・代官山及び今後、拠点性の向上が見込まれる鉄道駅の周辺エリア」は、「活力とにぎわいの拠点」に位置づけ、駅や駅前広場、地下空間などの再整備と併せて、周辺街区の再編や機能更新を進め、魅力ある拠点を創出する。「渋谷駅周辺地域」など、都市再生緊急整備地域では、地域整備方針に基づき、地域に求められる多様な機能の充実や公共施設の整備などにより、高次な都市機能の集積及び居住環境の向上を図るとされている。

2、拠点の将来像。

特色ある地域の将来像が改定されたため、今後、都の上位計画との整合を図る必要がある。

第5章、分野別まちづくりの方針。

主要生活道路8号線及び6号線一部無電柱化事業：木密・耐震整備課や道路課などが連携し、緊急時の動線確保など防災生活道路の拡幅や無電柱化事業に取り組んでいる。

具体的なまちづくりの取組が、まちづくりのアプローチに基づき、分野横断的な視点から進められている。

第6章、地域別まちづくりの方針。

1、笹塚・幡ヶ谷・初台・本町地域。

水道道路沿道エリアまちづくりビジョン。

老朽化した建物の更新により、災害に強い安心・安全なまちづくりを進めるとともに、エリアの魅力を高める機能と公園等のオープンスペースが連続した、回遊性の高いまちの形成を図ることを目的として策定。

それから、本町地区防災都市づくりグランドデザイン。

本町地区において、よりスピード感を持って地域の防災性を向上させるため、防災性向上の視点に加えて、暮らしの豊かさや多様な生き方などの視点も含めたまちの将来像と、その実現に向けたまちづくりの実行プログラムを定めた「本町地区防災都市づくりグランドデザイン」を策定した。区と地域の住民がともに防災まちづくりを進めていく必要がある、でございます。続きまして、右下、35ページをご覧ください。

これまでご説明いたしました第2章、第7章、その他の評価を経て、中間見直しに向けて必要な検討課題として、項目を整理したものでございます。

1点目といたしまして、インクルーシブなまちづくりと公共施設整備の連携。2点目といたしまして、公共空間とエリアマネジメントの連携。3点目といたしまして、地域モビリティ最適化。4点目といたしましては、気候変動、災害レジリエンスの強化。5点目といたしまして、都市OS、オープンデータ・データダッシュボード活用の推進としてございます。

また、「渋谷区まちづくりマスタープラン」そのものの認知・理解の向上というものも課題であると改めて認識しているところでございます。

最後に、37ページをご覧ください。

今後のスケジュールをお示ししております。

本日2月24日、まちづくり審議会のご報告の後、3月になりましたら、都市環境委員会の報告、それから令和8年度になりますけれども、いただいたご意見を反映して、成果品の取りまとめと公表というものを行っていくというふうに考えております。

その後は、2029年に予定してございます中間見直し、こちらに向けて令和9年から令和11年にかけて、さらに点検・評価やまちづくりマスタープランの見直し案の作成というものを行っていくというようなスケジュールを考えてございます。

以上、長くなりましたが、私からのご報告とさせていただきます。ありがとうございました。

【小泉会長】

ありがとうございます。それでは、これから質疑のほうに入りたいと思います。

何かご質問とかご意見とかありますでしょうか。

ちょっと私のほうから、まず形式的なことなんですけれども、事前にお送りいただいた資料には、僕に少なくとも送っていただいたものには、後ろのほうにアンケートの集計の結果が載っていたのですが、それは皆さんにもわたっているのでしょうか。わたってないんですか。わたっているということですね。わたってない……。はい、わたってない……。

【中村都市計画課長】

そちらのほうは会長のみです。

【小泉会長】

途中でアンケートの結果をまとめていただいていた、それがすごくよくまとまっているんですが、その根拠がどういうことなのかというのは、やっぱり委員の皆様にもお示ししたほうがいいのではないかとちょっと思いましたので、差し障りがない範囲で、事後的で結構ですので、この意向調査のまとめの根拠になった、資料編のところのこういうやつですね。ああそうです。これは基礎調査のところですがね。とかいろいろ分析した結果が載っていたと思いますので、これはぜひ共有いただいたほうがよろしいのではないかとちょっと思いました。

それから、もう一点なんです、私のほうからお願いをして、私宛てには自由記述のところの内容を送っていただいたんですが、それももし差し障りがなければ、委員には共有しておいたほうがいいのかと思いました。まとめていただいたことで大体うまくカバーできていると思うんですが、一方で結構ごみの問題とか、あとは電動キックボードのこととか、区民が特にやっぱり現状で困っておられることが多く記載されているということは分かる。それが全体の状況をどこまで反映しているのかというのはちょっと慎重に理解していなければいけないんですが、そういう意見が多く出されているということは、委員の皆様にもご理解いただけたほうがいいのかと思いましたので。もし可能であれば、それも委員の皆様にも共有いただくといいのかなと思いました。

では、いかがでしょうか。

じゃ、長田委員、お願いします。

【長田委員】

ご説明ありがとうございました。先ほど5つ、最後に35ページにありましたけれども、それともう一つは、まちづくりマスタープランの認知理解の向上ということもお話しされていたと思うんですけれども、現状、それは認知とか理解向上するような手段というか、どのような形で今まで並べているのかというと、一方で主に区民の人に対してなのか、あるいは先ほどま

ちづくり協議会とか、もっと広域的に企業含めてこれを認知を促すべきなのかというところをどう考えられているのかというのを教えていただければというふうに思います。

【中村都市計画課長】

ありがとうございます。今はホームページ上に載せていたりですとか、あるいは各所管がいろいろな計画をつくっていく際に上位計画としてこんながありますよというようなところから始まっていくというようなところで、計画自体は進めているところなんですけれども。やっぱりその区民の皆様のほうにまちづくりマスタープランですとか基本構想から下りてきているんですけれども、そういったところの体系的なご説明とかというのは、一方通行で区は出してはいるけれども、それぞれの区民の方に浸透がなかなかできていないという状況ということかなとは思っております。

大きく何か有効な手段がちょっと考えついてはいないんですけれども、地道ではありますけれども、いろいろな区民の皆様と接するような機会においては、私ども以外もそれぞれの所管でもそういうことをみんな繰り返し広げているところがございますので、そういったときにしっかり説明していくというのを、改めて所管のほうにもお願いしていくというところをちょっと考えていこうかなというふうに考えております。

【長田委員】

ありがとうございます。そうすると、主に区民の方にこれをもっと浸透させていったほうがいいということでよろしいですか、課題としてはですね。ということでよろしいですか。

【中村都市計画課長】

まちづくりをしていく上では、いわゆるこの住民票がある区民の方以外の方も当然みんなと一緒にやっていく必要がございますので、企業の方ですとか、あるいは渋谷民と位置づけております住所は、渋谷区以外のところでも関係がある方とかというところにも、当然認識を広げていただければというふうに考えております。

【長田委員】

ありがとうございます。

【小泉会長】

大丈夫ですか。

【長田委員】

はい。理解しました。

【小泉会長】

ありがとうございます。どう認知していただくのかと、今回の中間見直しではあまりできることは少ないのかもしれないんですが、次回の見直しのときですかね、そのときはもう少し区民の方にご理解いただけるような、ある種の参加とか広報のプロセスみたいなのはしっかり組

むということですかね。ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

じゃ、須藤さん、お願いします。

【須藤委員】

今の質問にちょっと関連するんですけども、周知の話とそれから区民意向の調査のお話があつて、29ページを見ると、満18歳以上の方が対象、それよりも若い方の意見はどこかで聴いてきているのかというのをまず知りたいんですが、いかがでしょうか。

【中村都市計画課長】

今おっしゃった年齢層についての回答を求めているというところはやってございます。これは最初につくったときと合わせた形の質問という形にしております。

【須藤委員】

ここからは私の意見なんですけれども、長いスパンのマスタープランであるので、これから数年後、二十を超えていく人たちあるいは選挙年齢も若くなっているし、いろいろな社会情勢は変わっていくので、もっとこれから日本を担っていく若い人たちの意見をぜひ取り入れてほしいなというふうに思います。

それからもう一つ、これ質問なんですけれども、26ページの分野横断の取組についてというところだと、表があつてオレンジ色でこんなことが連携していますというのがあるんですが、緑と水の部分は何も連携していないということなんですか。

【小泉会長】

いかがでしょうか。

【須藤委員】

何かとても大事な分野だと思うんですけども。

【小泉会長】

どうぞ。

【中村都市計画課長】

ありがとうございます。今回ヒアリングした中では、このような状況にはちょっとなっていたところではございます。例えば緑と水と言いますと、公園ですとかつくっていく中では、いろいろなところと連携して物事を進めていこうという取組はあるんですけども、まだちょっと実現に至っていない部分もあったのかもしれませんが。

【須藤委員】

ありがとうございます。あともう一つ、例えば30ページで、再三レジリエンスと話しているとか、災害の話が出ていて、区民の皆さん、とても興味というか心配になっていられるということなので、渋谷区もいろいろなことをやってこられているはずなんですね。例えば、たし

か2006年だと思えるんですけども、雨水流出抑制の設置要綱をつくって、500平米以上の民間の敷地に対しては指導して、雨水貯留施設あるいは浸透施設を指導してつくっていただいていると、それはもう長い年月たって、かなりなボリュームができていたはずなので、そういうことをやっていますよというものをちゃんと周知して分かるようにしてあげることで、区もちゃんとやっています。あるいは、区の施設で言えば、例えば道路の歩車分離されている歩道は透水性舗装をこんなふうにやっていますよですとか、やっていることとやっていないこと、それから、その課題は何なのかという。例えば、渋谷の駅の地下に約3000トンの貯留槽が既にできていて、東口にもできているんですけども、まだそれは完全に機能していないですとか。その計画線から、今降っている雨ってもうとんでもない量になっているので、それで本当に足りるんですかと、その見直しはどうするのかみたいな、そういう話も、タイムリーに区民に知らせていくべきだというふうに思います。それはこのマスタープランにどう書くかというのとは別としてですけども。これは意見として言わせていただきます。

以上です。

【小泉会長】

ありがとうございました。重要なお発言だと思います。

何か。じゃ、中村幹事、お願いします。

【中村都市計画課長】

ありがとうございます。貴重なご意見ありがとうございます。ご意見あったように、マスタープランの見直しですとか、今回の点検に表すというのは、またちょっと考えていく必要あるかなと思いますけれども、先ほど、例えば取組やっているような、ある種様々な取組については、関係所管のほうからしっかりと計画とその結果の検証というものがなされていく中で、お伝えしていけるというのが、まず一番基本で大事なところかなというふうに思います。

【小泉会長】

恐らく次回の見直しの一番重要なポイントになるかと思うので。関係する所管のところにそういう意見が……つまり何もやっていないわけではないんですよ。結構渋谷区もそうだし、東京都もいろいろ条例があって、特に開発関係では緑を設置するとか雨水の貯留槽をつくるとか、いろいろなことをお願いしてきていると思うんですよ。それがどのぐらいで来ていて、どういう効果を持ち得るものなのかということと、一方で内水氾濫で時々水が噴き出しているさまが渋谷はよく取り上げられる。渋谷が一番皆さんに見ていただける場所だから、マスコミにも取り上げられるということあるんでしょうが、もう一つ、やっぱり地形的な問題がありますよね。どうしても水が一番駅前に集まってきてしまうので、そこでやっぱり内水氾濫起きやすいというところで、再開発ででかい貯留槽をつくったんですけども、あれは今駆動しているんですか。

【須藤委員】

稼働……

【小泉会長】

稼働はしているんですか。

【須藤委員】

はい。ハチ公側のところはもう既に稼働していて、東側のほうは、随時……

【小泉会長】

随時ということなんですかね。あれが全部できたら、そういう問題がなくなるような話なのか、いや、それとはあまり関係なくて、やっぱり局所的にはどこかで水の流れが律速しちゃうんですよ。だから間に合わなくなってしまうということがあるんじゃないかと思うんですよ、総量が足りていても。なので、そういう問題なのか。だから、そういうことを少し確認していただく、ほかに何か大きな問題は出てきていないのかとかということも含めて、気候変動のことは今までやってきたことの成果とその評価みたいなことは、次回のまちマスの見直しに向けてぜひこれからも行っていただきたいという意見が出たということ、関係所管に伝えていただければと思いました。ありがとうございます。

ほかには、いかがでしょうか。

じゃ、遠藤委員で、その後よろしいですか。

【遠藤委員】

1つは今の話に関係をして。公園などの緑や雨水流出抑制のいろいろな土木的な施設をつかっていくだけではなくて、渋谷区の場合、2001年ぐらいから緑化条例ができて、多分開発の中でも緑化の量が相当増えているはずですよ。それはこの際だから知りたいなというところがあります。景観の中でも量的に把握するのはちょっと難しいかもしれませんが、そうやって増やしていく緑をグリーンインフラとしての性能を持たせるように、その調整なんかを各課個別の開発の中でもしているところがありますよね。多分学校なんかでも大分念入りに緑の在り方を、デザインとして調整をしながら、どうやってそれがグリーンインフラとして機能するかということをやられたりしているはずで。可能であればそういうところがある程度把握できるといいかなと。これはこれぐらい達成できたというよりも、そういうことが課題として明らかになるというような気がするので、むしろそれが次のまちづくりのテーマとして重要であるということを明らかにしていくことのほうが結構大事なんじゃないかなという気がしますね。やり始めてはいるけれども、まだまだ浸透し始めかなというところの段階なので、もっともっとそういうやり方を浸透させていく、かつ民間が頑張ってきてきた部分をきちんと評価をしていくことにつながっていくと思うんですね。それが1つです。

それから、このまちづくりのテーマの中で文化の話があると思うんですが、さっきの26ペ

ージの表で言いますと、アプローチのDのところ、多様な文化や新しいビジネスをといるところがあって、従前のマスタープランの58・59ページに文化とビジネスというのがあったわけですが、その辺どういうふうに評価をして、この次のまちづくりの中で、どんなふうこれを課題として取り上げていくのかということが、若干記述が薄いかなという印象を受けたんですけれども。基礎調査の中では、この文化面についての調査というのがあまり拾い切れてないような印象があるんですが、土地利用とか人口動態とか木密の不燃化とか、そういう点の基礎調査はあると思うんですが、こういう文化面での基礎調査というものはなさそうでしたので、ここをどういうふうに評価をして、次どういうふうにつなげていくのかというのが、ちょっとこれが分かりにくくて、最後のまとめの5項目の中にも明確には出てきていなかったというふうに見えるものですが、このあたりというのはいかがでしょうか。

【小泉会長】

いかがでしょうか。

【中村都市計画課長】

まず、基礎調査に関しましては、比較するものがちょっとなくて、庁内ヒアリングの中からこれまでやってきたというところを、いろいろちょっと聞き取りながらまとめているという形にはなります。中間見直しに向けては、今後それらがどのように推移していったのかとかというところをちょっと見ていきながら、必要であれば見直しの際に盛り込んでいくということになっていくのかなというふうに考えているところです。

【小泉会長】

はい。あと……

【遠藤委員】

ありがとうございます。何となく実態がよく見えないなという印象がありますので、何か可能な把握方法があれば、ある程度知りたいなというふうに思いました。

【小泉会長】

あ、ちょっと答えにくい……

【遠藤委員】

ああそうですね。

【小泉会長】

僕のほうからコメントをしたいと思うんですが、現状のまちマスのDのところ、ちょっとそもそも弱いんですよね。弱くて、それこそ渋谷未来デザインが創造文化都市構想というのは、区からの依頼を受けて区に提案したという、それこそ須藤さんが事務局長のときだったんですけれども、あって、それもよく考えてみると、基本構想の中には文面は入っているんだけど、まちマスの中にも書いてあるんだけど、じゃ具体的に何するんですかというのがはっきり

しないので、個別に計画をつくると、ビジョンみたいなものをつくるということになって策定したという経緯があったかと思うんですよね。

そういうことを考えると、取組としては何もやってこなかったわけではなくて、創造文化都市構想というのをちゃんとつくって提案して、その内容が多分今のマスタープラン70ページ、71ページの内容をこれから補完するものに、新しく加わっていかねばいけないような内容をはらんでいたと思うし、その後も産業観光でしたっけ、関係の部署ではいろいろな取組を実はされてはいて、そういう内容をもう少しフォローしていただくといいのかなということが1点と、いわゆるハードなまちづくりに関係することと言うと、その創造文化都市構想の提案を受けて、区で斜里町条例とかを使って地区計画を、地区計画何か所か増えたというところの幾つかは、こういった文化的な資源を残すための規制緩和型地区計画ですね。渋谷型の制度をつくって適用したということがあって、それを成果として書いておかないといけないのかなと、それは事前説明のときにもちょっと申し上げたところなんですけど、具体的にイメージしておいたほうがいいのかないかなという感じがちょっとしました。それでも足りないんじゃないかという話が今出てきていて。

例えば、それこそ長田委員さんが一生懸命頑張って、スポーツ文化系のものとかはもう少しマイナースポーツとか、インフォーマルスポーツと言ったりしますけれども、スケートボードであるとかダブルダッチだとか、フリースタイルのリフティングみたいなものとかいろいろマイナー系のスポーツあるんですけども、そういうものが自由にできる場所が増えていくといいし、そういう人たちの楽しみにしている人たちのコミュニティは新しくつくったほうがいいんじゃないかという議論が出てもいるし。

それから、渋谷というと、やっぱり音楽とか文化系のものですかね。ライブハウスが減っているんだけど、まだ渋谷多く集積しているということもあるから、そういうものをどうやって生かした地域づくりをできるのかみたいなことも、産業振興系の部署で今検討されている最中だと思うんですよね。そういう内容が何か少しでも状況としては書かれていると、遠藤委員の答えに多少でも近づくのかなという感じがしましたが、いかがですかね。

今回、どこまで書き込むかとかそういうことはちょっと別にしても、そういう動きは恐らくあって、そういうものを踏まえた形で次のマスタープランを見直す必要があるんじゃないかというところは、記録にとどめておいていただいたほうがいいのかないかなとちょっと思ったところですが、いかがでしょうか。

【中村都市計画課長】

ありがとうございます。今ご覧いただいております23ページのところとか、今いろいろ列挙していただいたような取組というのが実際あるところもありますので、もう少しそのあたりを深めてここに書き込むというようなところをちょっと検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

【小泉会長】

ありがとうございました。遠藤委員、よろしいですか。

【遠藤委員】

はい。

【小泉会長】

じゃ、積田委員、よろしいですか。

【積田委員】

ありがとうございました。渋谷のまちづくりにはずっと期待して、「YOU MAKE SHIBUYA」というところに共感してまちづくりに入らせていただいた経緯がありまして。本当にすばらしいことをされているなと思うんですが、幾つか私もやってきた立場から、ちょっと質問させていただきたいなと思います。

まず、2040年に世界に誇るまちをつくるという観点からいったときに、戦略と戦術とあって、戦術のところは結構あるのかなと思うんですけども、世界に誇ると言ったときにやっぱり障がい福祉というのを切って切り離せないところかなと思っております、よく言われる、誰も取り残さないという言葉があると思うんですが、誰も取り残さないってむちゃくちゃ難しいことだと思っております、私、自閉症の最重度の方とか、あとは車椅子の方、鬱病の方、心身の障害含め年齢に関わらず、全て関わってきたというところがありまして、その方たちが居場所と言われるところに行ったときに、自分たちからアクセスすることまずないんですね。

このアンケート見たときに、やっぱり60代の人多いですよとか。子どもがいないですよという中で、自分たちからリーチしなければ、その声が拾えない人たちというのはやっぱりいらして、アンケート送りましたよだけでは基本的に難しいかなということ。

あとは、このまちづくりをすばらしくされている方々がその実態を本当に経験したということがあると、全然違うのかなと思うので、すごく私はまちづくりで感動したところがありまして、アメリカのセンターフォーディスカバリーというところなんですけれども、医療、福祉、経済とか自然とかテクノロジーとか全て融合して、本当に末端の人まで幸せになっている、心身の健康度が上がっている証明されているところがあったんです。そういう心身の健康度まで上がる、これから気候もおかしくなっていく中で、そういった子どもたちも守られて、最重度の障がいの方も守られていくまちをつくるといったときには、やっぱりその視点が大事なかなということ。それと、それを机上の空論ではなくて、やっぱり実際に車椅子の人がどんなふうに渋谷のまちを歩いていくのかですとか、例えば知的障がいの人たちが施設の中にいたときにどうなってしまうのかとか、そういったことを実際にこのまちづくりをしている方々がやっぱりちゃんと体験していただいて、机上の空論ではないものをつくっていくということは、

2040年まで時間があるのであれば、私はできるんじゃないのかなというふうに思います。私そういう末端のリソースってすごく実はいっぱい持っているのですね。あとはそういう車椅子の世界をみんなに体験していただくこととかも、ほかの国とつながってやっていくことができますので、もしその障がい福祉ですとか、そういう誰も取り残さないというところ、心身の健康、あと子どもたちの自殺率を下げていくとか、そういったようなところまで視野に入れるのであれば、まちづくりのマスタープランの中にぜひ心身の健康ですとか、その先のことで入れていただけると、すごくいいなというふうに思いました。

ハード面の拡充のほかにソフト面とか、この間小学校で車椅子体験したときにかなりの反応があったんですよ。そういう子どもたちが一番最初からそういう福祉を知っているということというのは、いじめの検証だったりですとか差別の検証だったりにつながっていくと思いますので、割と渋谷であれば、このたがの側だけではなくて、本当に中身をやっていくようなことを取り組みされると、すごくいいなと思いましたので、1つ付け加えさせていただきました。

【小泉会長】

貴重なご意見だと思います。いかがでしょうか。

【中村都市計画課長】

ありがとうございます。次の見直しに向けては、改めてそれぞれの所管で今おっしゃったようなところの取組をしていたり、あるいは必要と感じていたりというところもあると思いますので、実際にこのまちづくりマスタープランへの書き込みについては、そういうところとかも連携しながら、新たなものが必要なところを取り込みながら改定につなげてまいりたいというふうに考えているところです。ありがとうございました。

【小泉会長】

ありがとうございます。私も30ページのあらゆる人が自分らしく生きられる住環境というのが何気なく書いてあるんですが、これすごく重たい目標なんですよ。なので、本気でそれに取り組むのであれば、今積田委員が言われたようにいろいろなことに積極的にアプローチしたりリーチして、声を拾ったり、ニーズを把握したり、それに基づいて取組というのをまちづくりサイドからもやらなければいけないということだと思うので、ぜひそういう観点ね、次の見直しでは組み入れていただきたいなと思いました。ありがとうございます。

いかがでしょうか。じゃ、出石委員、お願いします。

【出石委員】

ちょっとこの当時の最初の策定時に関わっていないものなので、整理されているのかもしれませんが、ちょっと確認させてください。

私、結構いろいろな自治体の総合計画審議会の会長など務めているんですが、大体どこでも出てくるのが、総合計画と、こちらの場合には都市マスだけではないんだろうけれども、こち

らで言うまちづくりマスタープランとの関係というのは非常に微妙なところがあって、こちらのまちづくり条例でも10条で、ある意味上位として基本構想があるわけですが、基本構想というのは基本的にそれを受けて基本計画がありますよね。これずっと今ご質疑も聞いていても、どうもこのまちづくりマスタープランって基本計画と同じような気がしてしょうがないんですね。見てないので分からないんですが、渋谷区の長期基本計画の内容とこのまちづくりマスタープランの内容はどう整理されているのか、ちょっと確認したいんです。こちらのハードだけだったらすごく分かりやすいんだけど、今の質問の中でもソフトの部分が相当含まれているときに、同じ内容みたいなことは基本計画には書いてないんですか。

【中村都市計画課長】

まちづくりマスタープランの3ページになりますが、基本構想の実現、基本構想が20年後の渋谷区をどうしていこうという話になっていまして、その実現に向けて長期基本計画というのが10年ごとに策定されている中に、個別の目標値ですとかというものを載せていると。まちづくりマスタープランというのは、一方でその基本構想の実現に向けて方向性をお示ししているもので、両方それぞれ見ながらといいますか、まちづくりマスタープランを見て、長期基本計画のほうにまた反映していくというふうなところにはなっていくかなと。

その下に実施計画というところがさらにありますが、こちらが3年ごとに長期基本計画の進捗を図っていこうという計画を持っているという形になります。その実施計画の3年ごとの下には、3年の目標の中で各年度でどういうことをやっていこうかという予算計画ですとかそういったところにつなげているというような形になってございます。

【出石委員】

これはよく分かる。大体どこにしてもこういう形で作っているんですよ。意見をしているわけじゃなくて確認をしたいのが、特に各部署の職員がどのように認識されているかということもあるんだけど、結局この条例を見ても、要はこのまちづくりマスタープランの上位計画というのは、基本構想と整開保でしょう。整開保はまさに整開保じゃないですか、分野でしょう。その分野に対しての都の一番上の方針です。そっちも受けてきていて、一方で区全体の最上位計画である基本構想も受けてきている。基本構想はそれを受けて、長期基本計画があると。じゃ、ここの絵にもあるとおり、基本計画を受けて様々な分野別計画がある。

一方で、条例ではまちづくりマスタープランを受けて個別計画がまたあるんですよ。実際には今日の説明でもあったけれども、個別計画はどんどん改定されているんですね、今。都市マスも改定されている。これ矛盾しているわけじゃないんだけど、結局個別計画を踏まえて、今度このマスタープランをある程度改定しますよね。大きな方針は変わっていない。構想等、想定と変わっていないということがあったけれども、でも変わったときには、この条例で言うと個別計画全部見直さなきゃいけないですよ。それらが行ったり来たりするんだけど

も、確認したいのは、このまちづくりマスタープランと基本計画との関係、あるいは実施計画でもいいんだけど、基本計画との関係を各部署できっちり整理されて運用されているんでしょうか。

【小泉会長】

どうぞ。

【中村都市計画課長】

各所管が長期基本計画に載せているものを更新していく際ですとか、あるいはそれに基づいて実施計画を立てていく際、あるいはその実施計画に基づいて単年度の業務を進めていく中では、上位計画としてそれぞれをしっかりと見ながらつくっていくということは、やっているというふうに思っておりますという形で進めたいと思います。

【出石委員】

要は、意見として言うとするならば、結構このパターンって大体職員が疲弊していくんですよ。計画づくり、それから評価疲れで同じことが両方に書いてあったりとか、先ほど薄いとかという話もあったでしょう。あの薄い部分は多分一般的には基本計画に書かれる部分なんですよ。それはそれで別に渋谷区のやり方でいいんだけど、一番これずっと気になったのは、先ほどどなたかも机上の空論では駄目よという話をされていたとおりなんだけど、これいろいろな計画が幾つも似たようなものがあったりすると、多分いわゆるラインの部局はすごく大変になるだけなんですよ。だから、それらの整理をしっかりとつけていくことは次の見直しもあるんでしょうけれども、むしろちょっと大前提の話をして大変申し訳ないんですが、多分最初の策定段階の話を今しちゃっているのかもしれませんが、ちょっとそのあたりがすごく気になるという意見だけは申し上げたいと思います。答弁は不要です。

【小泉会長】

ありがとうございます。令和8年に長期基本計画の見直しが予定されていて、本当はだからそこは、このタイミングでマスタープラン見直したほうがよかったんじゃない、きっと。要は、10年単位でマイナーでも見直しをしておいて、そこで長期基本計画と一緒につくってしまうというのが多分一番行政的にもよくて、役割分担をそこで明確に。重複する記載があってもいいと思うんですね、整合していれば、むしろ。別々につくられて別のことが書かれちゃうと、所管として一番困るので、そこは今出石委員が言われたような計画間の整合性みたいなところを、どうやって庁内的に諮りながら、役割分担を考えるのかというのが渋谷区なりの整理が必要だと思うんですよ。

ほかの自治体で最近やっぱりよくやっている例は、計画が分野ごとに増えちゃったんですよ、分かりやすく言うと。昔はだから基本構想と基本計画、総合計画と言われていたものが、もう本当に上位で、それ以外は任意に、自治体が自分たちで計画つくるけれども、法制度上は

計画つくれという整理があまりなかったんですよ、2000年より前の頃は。これ都市マスができたのが92年なんですけれども、都市マスって一番早い分野別の、いわゆる分野というのかな、別の経過、空間に全部包含するような計画としてできたんですけれども、それ以降、いろいろな分野別経過、緑のマスタープランとか環境基本計画とか全部、各省庁とか部局ごと局ごとに計画がつくられるようになってしまったんですよ。それまでなかったんですよ、そういうものが。少なくとも任意だった。それはもうほぼ義務的につくるようになってしまったので、今分野別の計画だらけになっちゃっているんですよ。

どちらかというと、これ出石委員が詳しいと思うけれども、国の省庁ごとの管理の仕組みが分権されているんだけど、むしろ強いくさびで入ってきちゃっているという、そういう構造になっているんですよ。ほかの自治体でじゃどうしているかという、例えば基本構想と基本計画を見直すときに、都市マスも一緒に見直してしまって、そこはもう一体的につくってしまふ。中身も少し整理をして、この部分は基本構想だけに書いてあって、あとは基本計画と都市マスが整合する内容になっているし、空間的なところは主に都市マスのほうに書くとかという整理をして、一体的な計画として運用するようなやり方をしていってつくるとか、あとは計画の数減らしちゃう、分野をまたいで計画をつくって、計画の数を減らしていろいろな法制度に基づいた計画の役割を一つの計画が担うみたいなやり方でつくったりしているんですね。渋谷区なりのそういう計画体系の整備みたいなことを次の、まちマスの見直しのときには議論をされて整理するというのが課題ですというご意見もいただいたのかなと思いましたので、ぜひ記録にはとどめておいていただいて、次の見直しの際はそういう観点を含めていただくといいのかなと私も思います。ありがとうございます。

【中村都市計画課長】

大変貴重なご意見ありがとうございます。まちづくりマスタープランのもう本当我々所管というよりも、区全体で区の計画をどうしていくのかというお話だと思いますので、いただいた貴重なご意見、庁内で共有させていただいて、今後どのように渋谷区政、進めていくのかというところにつなげていかなければというふうに思いました。ありがとうございました。

【小泉会長】

ありがとうございます。

出石委員、よろしいですか。

【出石会長】

はい。ちなみにある自治体は総合計画が都市マスを兼ねているという自治体もありますね。

【小泉会長】

そうですね。一体につくって、私が関わっている自治体も一緒につくっちゃったってありますから。そういう自治体もある。昔は1つだったので、総合計画の中に空間的な計画も入っ

てたんですよ。だから、コンサルタントも都市計画のコンサルタントがつくったりしていたんですよ、本当の初期は。一番最初、70年の頃とかは。あるときから、それが分離しちゃったんですよ。なので、むしろよくなってしまったというところがあって。マスタープランですからね、基本構想と基本計画ももとは。アメリカのマスタープランを見習って、当時の自治省が制度化したものなので。だから一緒につくったほうが絶対にいいですよ、本当は。シンプルにしたほうがいいんだけど、何か分離してしまって、空間部分だけだってね、緑のマスタープランとか、あのバリアフリーの計画だとか、もういろいろな計画だらけになってしまっているから。もちろん部門別の計画としてつくったほうがいいところもあるんだけど、それをまとめるのは1個に本当はしたほうがいい面がありますよね。ちょっと検討ください。ありがとうございました。

じゃ、三浦委員、お願いします。

【三浦委員】

今の話題って計画だらけというところに、また計画増えそうな気がするんですけども、今国交省のほうでもエリアマネジメントを民間主導の方々をサポートする話で、エリアマネジメントの活動計画というものをもう少し都市再生推進のエリアとまた別に民間が頑張っているところを認定して、そこを支援をやっていく、そこを2月のほうに出されていて、恐らくこのまちづくり審議会報告の後のマスタープランの見直し案の間のこの短い間に、きっとそのエリアマネジメントを頑張ろうとされている、各協議会エリアのほうからいろいろなご相談みたいなのところがあるのかなと思っていて。多分普通エリアプラットホームをつくるかつくらないかみたいなのところもご相談みたいなのことがあるのかなと想像するんですけども、何かそうした新しい動きがあつてこそ、結局その国の話がちょっと下りてきているところもあります。ちょっとそのタイミングですので、そうしたことのご配慮みたいなこともいただくといいなと思っておりましたので、ちょっとそれだけ、発言いたしました。

【小泉会長】

具体的にはどういうふうに所管の方が対応すればいいということですか。

【三浦委員】

どうなんですか。私も実際には多分都市局のほうにお伺いするほうがいいのかなと思うんですけども。

【小泉会長】

ああ、そういうことですね。

【三浦委員】

はい。基本的にはエリアマネジメントを実施されているところと、一般的には立適をやる際に市町村の協議会というのがあると思うんですけども、そのエリアマネジメント活動計画を

立てる際にもそれを組んで、何かそこで会議していくみたいなことの立てつけでやっていくというふうにおっしゃっていたので、結構真剣にやるということが大変なんだと思ってまして、多分そのエリアマネジメントの区域ごとに会議が起こってしまうというような、まさしくちょっと負担がかかっていくような状況なのかと思っていて、ただ一方で民間の方々はそのような制度があるなら使いたいと言うと思いますので、そこはちょっと実際そこで会議されたことというのは、このマスタープランにどう反映していくかというところは、ぜひちょっとご調整いただければというところでした。

【小泉会長】

そうですね。今日の資料で13ページに都市再生ビジョンというのがあって、昨年度検討委員会が動いていたんですよ。それを受けて、今都市再生特別措置法の見直しもしている中で、特にエリマネをどう制度的にサポートできるかというのは結構中心的な業務になっていて、いろいろな団体にアンケートをしたりとかそういうことをしながら、今制度を考えていることの中から出てきている動きと思うので、都市局のほうに少し情報を交換と言うんですかね、いただきに行って、何か区としてどういう方向性を取るべきかというのは把握しておいていただくことがいいのかなと思います。そういうことですかね。

【三浦委員】

そうです。まちづくり推進系の部局は多分結構大変かなと。ただ一方で期待されているかと思っています。よろしくお願いします。

【中村都市計画課長】

貴重なご意見ありがとうございます。私どものほうでも35ページのところに公共空間とエリアマネジメントの連携ですとか、そういったところを見直しに向けての課題と、項目として挙げております。

今おっしゃったようなところは私どもの都市整備部も関係してきますが、まちづくり推進部というのが別途ございまして、そこが中心になってエリアマネジメントとかというところもやっていくことにもなりますので、そちらの所管ともよく協議しながら、マスタープランにどのようなことが書けるのかというのは今後考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

【小泉会長】

ありがとうございます。よろしいでしょうか。ほかには、追加のご意見、ご質問ありますでしょうか。大丈夫でしょうかね。

それでは、議題の1につきましては、これで審議をしていただいたということですので、次の議題のほうに入りたいと思います。

議題2はその他となっていますが、何かありますでしょうか。

じゃ、お願いいたします。

【中村都市計画課長】

ありがとうございました。次回の開催についてでございますが、現時点ではちょっと日程等は未定でございます。開催の際には、改めて日時等の調整をさせていただきたいというふうに存じております。

以上でございます。

【小泉会長】

それでは、今回はまた日程を調整させていただいた上で開催ということでお願いいたします。ほかに当委員の皆様から何かその他事項でありますか。よろしいですか。大丈夫でしょうか。特になければ、じゃこれで本日は閉会したいと思います。ご協力ありがとうございました。

【中村都市計画課長】

ありがとうございました。傍聴人の方は、傍聴証を椅子の上に置いてご退室ください。

〔傍聴人退室〕

午前11時20分閉会